平成２８年（フ）第９６号
茨城県ひたちなか市大字市毛404番地246
債務者　川田　正之
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第９７号
茨城県笠間市押辺196番地２
債務者　常井　　均
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２５号
長野県上田市岩下54番地９
債務者　三浦　　香
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第１０７号
兵庫県姫路市緑台１丁目４番14号
債務者　野田　由加（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第５２４号
福岡県糟屋郡志免町御手洗２丁目１番２―103号
債務者　後藤　年明
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５６１号
福岡市博多区諸岡４丁目21番30号
債務者　藤田　ゆか（旧姓野添・森永）
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５７１号
福岡市博多区春町１丁目７番１―306号
債務者　矢野　洋一
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９８号
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町227番地の１
債務者　田村　　裕
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１００号
和歌山市中島６番地１　あかり苑中島
債務者　脇村　晋一
1　決定年月日時　平成28年５月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１１６号
熊本市西区花園１丁目20番69―205号　ハイムさくら、前住所福岡県久留米市東合川２丁目10番10―302号
債務者　大町　一成
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第７８号
大分市金池町３丁目１番５号（コーポ光陽405）
債務者　姫野　正典
1　決定年月日時　平成28年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３４号
秋田県横手市十文字町越前字越前102番地１
債務者　佐藤　　晋
1　決定年月日時　平成28年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第２０４号
神奈川県秦野市鶴巻南２丁目７番９―505号
債務者　アサドナイームこと　アサドナエム
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第８０号
愛知県みよし市三好町八和田61番地、前住所愛知県みよし市三好町荒池29番地９
債務者　平下　敬之
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第９２５号
大阪市都島区毛馬町２丁目11番37―706号、前住所大阪府南河内郡南町さくら坂１丁目５番９号
債務者　奥田　治男
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９２６号
大阪市都島区毛馬町２丁目11番37―706号、前住所大阪府南河内郡河南町さくら坂１丁目５番９号
債務者　奥田千世子
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９７６号
大阪市大正区千島３丁目９番７―502号
債務者　中橋眞理子
1　決定年月日時　平成28年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部